

令和8年2月定例会

(2026年)

市議会議案参考資料

(追加議案)

議案第39号 吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第40号 吹田市藤白台市民ホールの指定管理者の指定について

吹 田 市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第 2 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	5	-
報告第 3 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	7	-
議案第 39 号	吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	9	5
議案第 40 号	吹田市藤白台市民ホールの指定管理者の指定について	11	7

吹田市消防団員等公務災害補償条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 消防作業従事者、水防作業従事者又は応急措置従事者が、消防作業等に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者、水防作業従事者若しくは応急措置従事者（以下「消防団員等」と総称する。）の事故発生日において他の生計のみちがなく、主として消防団員等の扶養を受けていたもののある消防団員等については前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 消防作業従事者、水防作業従事者又は応急措置従事者が、消防作業等に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者、水防作業従事者若しくは応急措置従事者（以下「消防団員等」と総称する。）の事故発生日において他の生計のみちがなく、主として消防団員等の扶養を受けていたもののある消防団員等については前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(3) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 著しい障害の状態にある者</p> <p>-----略-----</p> <p>4</p>

現 行		改 正 案	
(6) 著しい障害の状態にある者 -----略-----			
4			
別表			
補償基礎額表			
階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,900	円 13,700	円 14,500
分団長及び副分団長	11,300	12,100	12,900
部長、班長及び団員	9,700	10,500	11,300
備考 -----略-----			
補償基礎額表			
階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 13,340	円 14,170	円 15,000
分団長及び副分団長	11,670	12,500	13,340
部長、班長及び団員	10,000	10,840	11,670
備考 -----略-----			

吹田市藤白台市民ホール指定管理者候補者の団体概要

<p>団体名称等</p>	<p>団 体 名： 吹田市藤白台市民ホール運営委員会 団体所在地： 吹田市藤白台2丁目9番1-114号 委 員 長： 石原 教章</p>
<p>設立年月日</p>	<p>昭和63年(1988年)8月21日</p>
<p>団体の目的 及び業務</p>	<p>(目的) 団体は、市民ホールの公正かつ民主的な運営を図り、地域住民の文化、福祉向上及び地域住民相互の交流、親睦を高めることを目的とする。</p> <p>(業務) ・市民ホール使用申請などの受付事務、書類、帳簿の整理 ・施設又は附属設備、備品の保守及び管理。</p>
<p>役 員</p>	<p>委員長1名 副委員長1名 会計1名 会計監査1名</p>

吹田市藤白台市民ホールの指定管理者候補者選定の概要

1 指定管理者候補者

名称： 吹田市藤白台市民ホール運営委員会
 所在地： 吹田市藤白台2丁目9番1-114号
 代表者： 委員長 石原 教章

2 指定期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

3 管理経費の提案額

年 度	管理経費の提案額
令和 8年度（2026年度）	2, 4 2 7, 6 3 5円
令和 9年度（2027年度）	2, 5 1 9, 1 0 3円
令和10年度（2028年度）	2, 6 1 4, 3 0 4円
令和11年度（2029年度）	2, 7 1 3, 2 3 9円
令和12年度（2030年度）	2, 8 1 5, 9 0 8円
合 計	1 3, 0 9 0, 1 8 9円

※管理経費は、市が指定管理料として支出します。指定管理料の額は、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書で定めるものとします。

4 非公募の理由及び選定経過の概要

（1）非公募の理由

本施設については、地域住民のコミュニティ活動等の基盤施設であり、吹田市地区市民ホール条例第9条の規定に基づき、地域住民により施設の管理を行うことを目的とした団体を指定管理者とすることが、施設の設置目的を最も効果的に達成できるため、当該運営委員会を指定管理者候補者に選定しました。

（2）選定の経過

第3回選定委員会 令和8年（2026年）1月9日
 第4回選定委員会 令和8年（2026年）2月2日

5 選定委員会委員

（敬省略）

	氏 名	役 職 等
委員長	橋爪 真	大和大学政治経済学部長
副委員長	橋本 理	関西大学社会学部教授
委員	大形 智美	特定非営利活動法人吹田歴史文化まちづくり協会 副理事長
委員	敷地 咲子	フラダンス shikiji 主宰
委員	長谷川 真哉	近畿税理士会吹田支部

（2）

6 選定の概要

(1) 選定方法

選定委員会において、申請書類に関する書類審査を行い、選定基準、評価項目に従い採点し、指定管理者候補者として適格性を判断しました。

選定については、委員一人当たりの評価点を100点満点とし、各委員の総評価点数を評価委員数で割った点数が60点以上の場合において、指定管理者候補者としてしました。

(2) 選定結果

上記選定基準に達していたため、指定管理者候補者として決定しました。

選定基準	評価項目	配点	評価点 (単位:点)				
			A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
(1)市民の平等な利用が確保されること	①施設の運営方針と運営計画について	5	4	5	4	3	4
	②平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	10	8	8	6	4	7
	③個人情報の保護及び情報公開への対応	5	5	4	5	4	3
(2)事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	①施設の設置目的に合致している	5	4	5	4	3	4
	②事業計画の内容が具体的であり、かつ創意工夫や積極性が見られる	5	4	5	4	2	4
	③施設の利用を促進させる具体的方策及び利用者ニーズへの対応	5	4	4	4	2	4
	④サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	10	8	10	4	4	6
	⑤安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策及び緊急時の対応	10	8	10	8	8	6
	⑥特徴のある自主事業の提案	5	4	5	4	2	4
(3)安定した管理を行う人員を確保し、委託料の適正な使用が図れていること	①安定した管理を行う人員の確保	10	6	10	8	8	6
	②適正な委託料の使用	10	8	10	6	8	6
(4)収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	①施設の管理運営に係る経費の内容	10	8	8	6	8	6
(5)その他 指定管理者に求める役割	①市の施策への寄与	5	5	5	3	4	3
	②環境への配慮	5	5	5	3	4	3
合計点数		100	81	94	69	64	66
総評価点数			374				
各委員の総評価点数を選定委員数で割った点数			74.8				

(3)

